

小樽商科大学冠事業取扱要項

(平成29年3月22日 学長裁定)

(趣旨)

第1 国立大学法人小樽商科大学寄附金事務取扱規則（平成16年6月28日制定。以下「規則」という。）第12条に基づき、同規則第2条第1号、第2号又は第4号に掲げる経費をもって実施する事業のうち、寄附者の名称等を冠するもの（以下「冠事業」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2 冠事業は、一定の期間、継続的に実施する事業に冠名を付し、寄附者へ謝意を表するとともに、冠事業を広く社会に公表し、一層の学術研究、教育研究等の充実に努めることを目的とする。

(寄附金額)

第3 冠事業による寄附金額は、一口百万円以上の寄附とする。ただし、学長が認めた場合はこの限りではない。

(冠名)

第4 冠名は、寄附者の意向に基づき、小樽商科大学（以下「本学」という。）と調整のうえ決定する。

(申込み)

第5 寄附者が冠事業に係る寄附をしようとする場合は、本学の指定する申込書（様式1）を提出することにより、本学に申し出るものとする。

(事業の変更又は廃止)

第6 寄附者が冠事業の変更又は廃止を希望する場合は、本学の指定する変更・廃止届（様式2）を提出するものとする。

(事業の終了)

第7 本学は、次に掲げる場合は、冠事業を終了することができる。

- 1 冠事業に係る寄附金が少額となり、事業の継続が困難となったとき
- 2 その他学長が事業の継続が困難となったと認めたとき

(事務)

第8 冠事業に関する事務は、関係各課の協力を得て、会計課が行う。

附 則

この要項は、平成29年3月22日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年5月1日から施行する。

小樽商科大学冠事業寄附申込書

国立大学法人小樽商科大学長 殿

小樽商科大学冠事業の目的に賛同し、寄附します。

※裏面注意事項をご覧の上、ご記入ください。

※該当する□欄にチェック（レ）をご記入ください。

申 込 日	年 月 日
区 分	☐ 個人 ☐ 法人・団体 ☐ その他（ ）
氏 名	(フリガナ) (法人等にあつては、法人名等、職名及び氏名をご記入のうえ、代表者印を押印してください。) (個人にあつては、氏名をご記入のうえ、押印してください。) 印
住 所	〒
電 話 番 号	
メールアドレス	
寄 附 目 的	
寄 附 条 件 (注意事項 2 参照)	
寄 附 金 額	金 円
ご希望の冠名称 (注意事項 3 参照)	() ☐ 奨学金 ☐ 支援金 ☐ その他 ()
本学とのご関係	☐ 卒業・修了生 (最終卒業・修了年： 年) ☐ 在学生保護者 ☐ その他 ()
寄 附 金 情 報 の 公 開 等	☐ 承諾 ☐ 不承諾
そ の 他	

(裏面有り)

法人等の方

ご 担 当 部 署 :
ご 担 当 者 名 :
住 所 : 〒
電 話 番 号 :
メールアドレス :

小樽商科大学・小樽商科大学生へのメッセージがございましたらご記入ください。
(小樽商科大学ホームページ、広報誌でご紹介させていただく場合があります。)

このたびは小樽商科大学へのご寄附をいただき誠にありがとうございます。

(注意事項)

1. 個人情報の取扱いについて

寄附者のご芳名、住所及び電話番号については、寄附金に係る業務の目的で利用するものであり、ご本人の同意を得ないで、この目的以外に利用し、又は第三者へ提供することはありません。

2. 寄附条件について

小樽商科大学では、次の各号に掲げる条件が付された寄附金は、受入れることができません。
ただし、学長が特に認めた場合は、この限りではありません。

- (1) 寄附金で取得した財産を無償で寄附者に譲渡すること
- (2) 寄附金による学術研究の結果得られた知的財産権（国立大学法人小樽商科大学職務発明等規程第2条第3項に規定する知的財産権をいう。）を寄附者に譲渡し、又は無償で使用させること。
- (3) 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこと。
- (4) 寄附申込み後、寄附者の意思により寄附金の全額又は一部を取り消すことができること。
- (5) 寄附金を受入れることによって、本学に著しい財政負担を伴わせること。
- (6) その他学長が特に教育研究及び業務運営上支障があると認める条件。

3. 冠名称について

同一の冠名称のご希望が複数あった場合など、ご希望に添えない可能性がある場合には、別途ご連絡いたします。

小樽商科大学冠事業寄附変更・廃止届

国立大学法人小樽商科大学長 殿

私は、小樽商科大学冠事業寄附申込書による寄附の変更等について、以下のとおり届け出ます。

※注意事項をご覧の上、ご記入ください。

※該当する□欄にチェック（レ）をご記入ください。

届 出 日	年 月 日
氏 名	(フリガナ)
	(法人等にあつては、法人名等、職名及び氏名をご記入のうえ、代表者印を押印してください。) (個人にあつては、氏名をご記入のうえ、押印してください。)
住 所	〒
電 話 番 号	
メールアドレス	

届出区分		☐ 寄附目的の変更 ☐ 寄附条件の変更 ☐ 冠名称の変更 ☐ 冠名称の廃止 ☐ その他（ ）
変 更 後	寄附目的	
	寄附条件	
	冠 名 称	() ☐ 奨学金 ☐ 支援金 ☐ その他 ()
	そ の 他	

(裏面あり)

法人等の方

ご 担 当 部 署 :
ご 担 当 者 名 :
住 所 : 〒
電 話 番 号 :
メールアドレス :

(注意事項)

4. 個人情報の取扱いについて

寄附者のご芳名,住所及び電話番号については,寄附金に係る業務の目的で利用するものであり,ご本人の同意を得ないで,この目的以外に利用し,又は第三者へ提供することはありません。

5. 寄附条件について

小樽商科大学では,次の各号に掲げる条件が付された寄附金は,受入れることができません。ただし,学長が特に認めた場合は,この限りではありません。

- (1) 寄附金で取得した財産を無償で寄附者に譲渡すること
- (2) 寄附金による学術研究の結果得られた知的財産権(国立大学法人小樽商科大学職務発明等規程第2条第3項に規定する知的財産権をいう。)を寄附者に譲渡し,又は無償で使用させること。
- (3) 寄附金の使用について,寄附者が会計検査を行うこと。
- (4) 寄附申込み後,寄附者の意思により寄附金の全額又は一部を取り消すことができること。
- (5) 寄附金を受入れることによって,本学に著しい財政負担を伴わせること。
- (6) その他学長が特に教育研究及び業務運営上支障があると認める条件。

6. 冠名称について

同一の冠名称のご希望が複数あった場合など,ご希望に添えない可能性がある場合には,別途ご連絡いたします。